

第1回教育委員会会議

1 日時 令和4年1月11日（火） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
松田 淳至	学校力支援担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
安倍 紫	学力向上支援担当課長
山崎 真由美	I C T推進担当課長
中野下 豪紀	学事課長
武井 宏蔵	施設整備課長

本 教宏 教職員人事担当課長
上田 慎一 教職員服務・監察担当課長
松井 良浩 教職員給与・厚生担当課
三嶋 賢慶 保健体育担当課長
中道 篤史 初等・中学校教育担当課長
大西 忠典 高等学校教育担当課長
古田 晃久 首席指導主事
三枝 由佳里 首席指導主事

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 市会提出予定案件（その1）（（仮称）小中一貫校（中之島西部地域）
建設工事請負契約締結） |
| 議案第2号 | 市会提出予定案件（その2）（堀江小学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第3号 | 市会提出予定案件（その3）（野里小学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第4号 | 市会提出予定案件（その4）（阪南中学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第5号 | 市会提出予定案件（その5）（島屋小学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第6号 | 市会提出予定案件（その6）（市岡小学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第7号 | 市会提出予定案件（その7）（佃西小学校建設工事請負契約締結） |
| 議案第8号 | 市会提出予定案件（その8）（本市が設置する高等学校等の大阪府
への移管等に伴う関係条例の整備に関する条例案） |
| 議案第9号 | 市会提出予定案件（その9）（執行機関の附属機関に関する条例の
一部を改正する条例案） |
| 議案第10号 | 市会提出予定案件（その10）（大阪市学校給食の実施及び学校給食
費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案） |

議案第11号 第73回市立校園職員児童生徒表彰について
議案第12号 職員の人事について

議案第13号 職員の人事について

報告第1号 令和4年度全国学力・学習状況調査について

協議題第1号 大阪市教育振興基本計画及び総合教育会議について

なお、議案第12号、第13号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第1号から第11号、協議題第1号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第1号「令和4年度全国学力・学習状況調査について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省が実施する、令和4年度全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要領等に沿って、次のとおり参加する。調査実施日は、令和4年4月19日火曜日となっている。新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない事情で調査日に実施できない場合は、4月20日から5月20日の間で後日実施が可能である。後日実施となった場合は、全体の集計には含まれないが、採点及び調査結果の提供は行われる。調査対象は、小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年で、分校を含む283校。中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年で、分校を含む129校である。今申し上げた学校数についてであるが、令和4年4月1日に生野区において林寺小学校、生野小学校、舍利寺小学校、西生野小学校、生野中学校を統合し、新たに義務教育学校生野未来学園とすること。田島小学校と生野南小学校を統合し、田島南小学校とすること。また、咲くやこの花中学校、水都国際中学校は大阪府に移管することから、小学校で4校、中学校で2校、今年度より減ることになっている。調査内容については、教科に関する調査では例年実施している国語、算数、数学に加えて、3年に1度程度実施している理科が行われる。児童生徒質問紙調査については、回答用紙への記入方式に加え、一部の学校で端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。オンライン実施を希望する学校は、1月に実施希望の調査がある。

議案第1号「市会提出予定案件(その1)」から議案第7号「市会提出予定案件(その7)」を一括して上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これらの案件は、建設工事請負契約の締結にかかるものであるが、いずれも予定価格が6億円を超えるために、今後、大阪市会でのご審議をお願いする必要がある。尚、令和3年度に関係局において策定された、大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドラインというのがあり、こちらでは予定価格が6億円を超える工事については、価格と価格以外の要素、例えば競争参加者の技術的能力、品質向上にかかる技術提案を総合的かつ適正に評価をして、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式を検討することとされており、今回、議案を上程させていただいている7件について、この方式を採用して落札者を決定している。

まず、議案第1号については、北区の小中一貫校の校舎建設工事である。児童が急増している地域において、児童等の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するために、平成29年度に市長をトップとした市内中心部児童急増対策プロジェクトチームを立ち上げて、全庁横断的な体制で、従来の手法にとらわれない新たな視点で対応策を議論した。今後、児童生徒数の増加により過大規模化等が懸念される北区の扇町小学校、また、西区の西船場小学校及び花乃井中学校について、中之島西部地域に小中一貫校を設置する方針が示されたことから、令和6年度の開校をめざして、校舎棟を整備するための工事請負契約になっている。工事概要であるが、鉄骨鉄筋コンクリート造り7階建ての校舎1棟の建設等について、コーナン・大木特定建設工事共同企業体と契約金額50億3800万円で契約したい。

次に、議案第2号については、西区の堀江小学校の校舎建設工事である。堀江小学校については、児童数増加により過大規模が続いており、当面の入学予定者の受け入れのため、校舎の増築等により一定の対応を図っているものの、その後も40学級以上の規模で推移する見込みとなっている。こちら先ほど申し上げたプロジェクトチームにおいて、高等学校再編後の西高等学校の跡地を活用して、分校等を速やかに設置するという方針が示されたことから、令和6年度当初をめざして校舎棟を整備するための工事請負契約になっている。工事概要にあるとおり、鉄骨鉄筋コンクリート造り7階建ての校舎ほか1棟の建設等について、栗本・中道特定建設工事共同企業体と契約金額28億3360万円で契約したい。

次に、議案第3号及び第4号については、老朽化に伴う建替え工事である。

まず、議案第3号については、西淀川区にある野里小学校では、昭和36年に建てられた

校舎と昭和54年に建てられた給食室について、建替えを行うものである。工事概要であるが、鉄筋コンクリート造り 5 階建ての建物 1 棟の建設等について、株式会社森長工務店と契約金額 9 億2180万円で契約したい。

次に議案第 4 号は、阿倍野区の阪南中学校においては、昭和36年、41年に建てられた校舎を建替える。工事概要であるが、鉄筋コンクリート造り 4 階建ての校舎 1 棟の建設等について、日本建設株式会社と契約金額 8 億1400万円で契約したい。

議案第 5 号から 7 号については、老朽化等に伴い、屋内運動場及びプールを建替えるものである。

まず、議案第 5 号であるが、此花区の島屋小学校では、昭和54年に建てられた屋内運動場及び昭和62年に建てられたプールについて、一体的に建替えを行う。工事概要であるが、鉄筋コンクリート造り 4 階建て屋上プール付き屋内運動場 1 棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額 7 億5900万円で契約したい。

次に、議案第 6 号は、港区の市岡小学校においては、昭和55年に建てられた屋内運動場及びプールについて、一体的に建替えを行う。工事概要であるが、鉄筋コンクリート造 4 階建て屋上プール付き屋内運動場 1 棟の建設等について、栗本建設工業株式会社と契約金額 6 億7540万円で契約をしたい。

最後に議案第 7 号は、西淀川区の佃西小学校であるが、昭和55年に建てられた屋内運動場及び昭和54年に建てられたプールについて、一体的に建替えを行う。工事概要であるが、鉄筋コンクリート造り 4 階建て屋上プール付き屋内運動場 1 棟の建設等について、株式会社ハンシン建設と契約金額 6 億9080万円で契約したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 総合評価方式をとられたということですけども、この 1 から 7 まで、契約相手方とされているところのうち、価格面では逆転していることはありましたか。

【上原学校環境整備担当部長】 1 個ありました。

【森末委員】 それは事案のどれですか。

【武井施設整備課長】 中之島です。

【森末委員】 一番最初のですか。

【武井施設整備課長】 はい。あとは価格も総合評価も良かったということです。

【森末委員】 一番安いということとか、低価格出したところが資格がなかった。

【武井施設整備課長】 失格基準額未満ではありませんでしたので、資格がなかった訳ではありませんが、低入札調査基準価格は下回る入札価格となっていました。その場合、入札価格ではなく低入札調査基準価格で総合評価を行うルールとなっており、結果、入札価格が一番安価であった業者の評価値が2位となったことから、契約相手方とはなりませんでした。

【森末委員】 了解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第8号「市会提出予定案件（その8）」及び議案第9号「市会提出予定案件（その9）」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、改正の理由であるが、令和4年4月1日に高等学校等を大阪府へ移管すること及び新たに義務教育学校を設置することに伴い、関係する規定を整備する必要があるため、条例の一部改正または廃止を行うものである。改正の内容について、議案第8号の整備条例においては、記載している教育委員会が所管する条例について、5つの条例を一部改正し、1つの条例を廃止する。それぞれの条例において、高等学校に関する規定を削り、義務教育学校に関する規定を追加する。また、いわゆる公設民営学校である水都国際中学校及び高等学校に関する条例を廃止するとともに、その他の条例において、関係する規定を削除することとする。議案第9号の執行機関の附属機関に関する条例の一部改正については、義務教育学校に関する規定を追加するとともに、大阪市高等学校教育審議会に関する規定を削ることとする。これらの条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第10号「市会提出予定案件（その10）」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、改正の理由については、新型コロナウイルス感染症にかかる厳しい社会情勢を踏まえ、令和2年度及び令和3年度に小中学校の全児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととしていた措置を、令和4年度も継続し、併せて、令和4年度に義務教育学校

を設置することに伴い、必要となる条例の改正を市会に諮るものである。

次に、改正の内容については、条例附則を改めて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を児童または生徒の保護者から徴収しないこととすることを規定するものである。生活保護による教育扶助又は就学援助の対象者については従来の制度に基づき、実質無償であるため、その対象者を除くことを記している。

また、本市が設置する学校として、義務教育学校を追加している。施行期日は令和4年4月1日とするものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第1号「大阪市教育局振興基本計画及び総合教育会議について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

総合的読解力育成カリキュラム並びに小中学生からのリベラル・アーツ教育について、前回12月28日の教育委員会会議で仮称を取ることにについてご了承いただいたことから、これを削除している。次に、不登校の改善については、児童生徒の問題行動、不登校等生活指導上の諸課題に関する調査から、直接拾うことができない出席が改善した者等を含めることで、改善傾向にある児童生徒を丁寧に把握する。令和7年度の目標値を設定するため、現在の状況を不登校対策モデル校の協力を得て、サンプルとして把握したところ、令和元年度から令和2年度にかけての改善率は、小学校で55.9%、中学校で62.3%の結果であった。この結果を参考にして、令和7年度の目標については、不登校の対応は特に重点的に取組む施策でもあることから、小学校で60%、中学校で65%をめざしていく。尚、今回の変更点を含む、これまでの教育委員会会議で協議いただいた変更点を本文にすべて反映し、文言体裁等を整えた上で総合教育会議において、次期教育振興基本計画素案を案に改めて示したい。

続いて、総合教育会議の協議内容等について説明すると、議題については、次期大阪市教育局振興基本計画についてと、児童生徒のスマートフォンの利用についての2つを予定している。教育振興基本計画については、協議内容にあるように、特に重点的に取組む項目や、その目標等について協議していただく。また、最重要目標ごとに不登校、学力、働き方改革、ICTの活用の個別説明を行う。次に、児童生徒のスマートフォン等の適切な使用に

向けた取組については、スマホサミットなどで子どもたちが検討した内容をもとに、方向性等について協議いただく。尚、当日は今年度のスマホサミット参加校である白鷺中学校の生徒のビデオ録画による報告を予定している。

始めに、議題1「次期大阪市教育振興基本計画について」である。

まず、基本理念、最重要目標、計画策定の内容を説明する。次に、9つの基本的な方向ごとに取り組む施策や、その内容をまとめている。目標については、大綱部分の第1編で掲げる目標に加えて、必要に応じ、第2編の施策における目標も、1文字分あけて記載している。続いて、振興基本計画全体の説明をした後に、重点施策からピックアップした項目を説明する。

まず、最重要目標1、安全・安心な教育の推進から、不登校への対応として、令和6年度開校予定の不登校特例校について取り上げる。不登校特例校の概要として、不登校支援の内容や、登校支援室、中学校夜間学級の併設などを中心に説明する予定である。続いて、最重要目標、未来を切り拓く学力体力の向上から、総合的読解力育成カリキュラムの開発について説明をする。こちらの内容は、12月28日の教育委員会会議で説明した内容がベースになっている。では、前回からの変更点であるが、平井委員より示唆いただいた、「協働する」という文言について、「協働して考えを広げる」として反映している。

続いて、誰一人取り残さない学力の向上である。これまで実施してきた学校力UP支援事業と、学力向上支援事業の事業成果を踏まえて、効果があった授業力向上への基本支援を全409校に拡充するとともに、区分4の児童生徒の多い学校90校には、放課後学習などの重点支援を実施するなど、事業の再構築について説明する。

次に、最重要目標3、学びを支える教育環境の充実から、教員の負担軽減に向けた取組について説明する。専門スタッフ等の教科充実や事務負担の軽減など、本市教育委員会及び学校園におけるこれまでの取組を記載している。こういった取組の効果として、教員1人あたりの月平均時間外勤務時間が減少傾向にあることを踏まえて、今後の主な取組内容や、学校行事の簡素化の継続などを説明し、教員の負担軽減、働き方改革をさらに推進し、児童生徒に向き合う、教員本来の時間の創出について協議いただきたい。

続いて、令和4年度におけるICT教育アシスタントの配置についての説明である。本件について、支援内容等を説明させていただくとともに、6月の総合教育会議において、ICTスキル向上に役立っているとの校長会や現場教員の意見もあったことから、ICT教育アシスタントの配置回数について、拡充の方向性を示したい。

続いて、議題2、児童生徒のスマートフォン等の適切な使用に向けた取組についての資料となっている。令和2年1月に開催された総合教育会議において、松井市長より子どもたちのスマートフォン等の利用実態に関する懸念や、使う上でのルールの必要性について言及があった。これを受けて取り組んできた内容について説明し、協議していただきたい。

次に児童生徒のアンケートの結果について記載している。令和2年度と令和3年度との比較において、スマートフォン等の所持率の上昇に伴い、4時間以上接続の児童生徒は減少しているものの、課金経験や面識のない人との通信経験、ネット依存傾向などの項目が上昇し、視力の低下や1時間以上使用する児童生徒の学力の低下など、アンケート結果を通して判明したスマートフォン等の使用実態や課題について説明する。スマートフォン等の適切な使用に向けて取組むためには、子どもたち自身がスマートフォン等の使い方についてしっかりと考え、どうすれば改善していけるかを話し合うことが重要であることから、令和2年度より「大阪市スマホサミット」を開催している。第1回では生徒からの意見として、一方的な規制はしてほしくないが、一方で不安を感じており、ルールは必要であるという内容であった。

この第1回の生徒たちの議論を踏まえ、今年度開催した第2回のスマホサミットの概要を記載している。

総合教育会議では児童生徒からの提言や、スマホサミットで決まった3つのスローガン等を中心に説明させていただく。

最後に、今回のスマホサミットでの議論や、スローガンを活用した各校での取組の推進について記載している。スローガンで取り上げた3つの観点について、自校の使用ルールの策定や、スマホ等の適切な使用に向けた取組を進め、家庭での使用に関する話し合いにつなげていくとの方向性を説明させていただく。尚、日程等の都合により、先週すでに松井市長の方に総合教育会議のこの資料等の説明をさせていただいた。内容についての了解をいただいている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 基本的に今回、きちんと教育振興基本計画をまとめて市会提出の案として、成案化がありますので、その分につきましては議題1の方で確認をさせていただきます。当然そこには特別顧問の大森顧問や西村顧問にもご出席をいただいて、とりわけ、西村顧問の方からは、市長の方からもこの間の学力の伸び、特に低位層の伸びがある程度

見えてきているという形の計数を持った資料を、顧問の方でご準備いただけるというように聞いておりますので、その部分を会議の中で説明させていただいて、そうした作業を全体に枠をかけていく。要するに、学校的には非常にレベルの高いところでありまして、当然そこにはある程度学力の低い子もおりますので、そこを新たな予算をつけて、全体の底上げを図っていくというのが大きい眼目でございます、そこをできるだけ明確に、フルオープン場でございますので、市民の皆さんにもわかるように説明してもらいたいというのが市長からのご要望でございました。その分は西村顧問の方にお伝えをさせていただいており、お受けいただいています。あと、スマホサミットの方は、本当に各学校の先生方も揃っておられますので、自由に意見交換をいただきまして、お話を進めていただければありがたいというように考えているところでございます。何かお気づきの点や、ご意見等お願いいたします。

【大竹委員】 この不登校の改善率の60%というのは、基準はどこに対して60にしているのですか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 不登校の児童生徒の数が、この文科省の方の調査で出てくるのですけれども、そのうち、実際に不登校が解消されただけでなく、出席日数が増えたとか、そういった改善につながった人数、これは学校等を通じて統計的に把握できますので、それを母数である全体の不登校の人数で割った分ですね。それを6割としています。この根拠につきましては、この12月以降に不登校のモデル校に照会をかけまして、実際のその調査の結果で、小学校は55.9%、中学校は62.3%というのがわかりましたので、それにプラスで、より改善が進むように、小学校は55から60、中学校は62から65という形での数値の設定にさせていただきました。

【大竹委員】 改善率ということになると、今の令和2年に対してですか。

【福山指導部長】 解消されたという基準について補足させていただきますと、4項目設定しております。1. 不登校の状態が解消された。2. 前年度より出席日数が増えた、3. ICTの活用によって学校とつながる回数が前年より増えた。4. 学校外の専門的な指導相談につながった。これらが前年度と比較して今年度どうなったかという、各年で比較しまして、令和7年度末に60%、65%に全市として持っていきたいという、そういう基準です。

【大竹委員】 前年度に比べてということは、今からだ、例えば令和3年から、だから基準値は令和3年ですか。令和2年ですか。

【福山指導部長】 調査をこれから改めてやって、全校で調査していこうと思っている

のですけれども、昨年度不登校だった生徒が今年度どうなったかということ、個別に回答して、解消率を求めていくということです。

【大竹委員】 だからそれは、昨年度と今年度の率は改善率で出てくるのでいいのですけれども、令和7年度と書いてあるから、これはいつに比べて60%か。これも令和7年度というのは、令和6年度と比べて、令和7年度は60%と、こういうことですか。

【福山指導部長】 そのようになります。令和6年度の不登校だった子どもが令和7年度にどうなったかということです。

【大竹委員】 令和7年度の目標値を決めるというのは、途中の経過は別にして、令和6年度と令和7年度ではこうしようということなのですか。

【福山指導部長】 そうです。各年で段階的に解消率をあげていこうということで、結果的に令和7年度にはこの数字に持っていく。

【山本教育長】 推定でもいいから、令和2年と令和3年でいくと、いくらに推定されているというのがあって、そこが60まで持ち上がる。あるいは65に持ち上がるということであれば、まだ見えてくるのだろうけれども、今のお話でいくと、わからない令和6年と令和7年とのもので6割直ることを良しとするという根本が、多分見えてこないということをお大竹委員も言われている。

【大竹委員】 基準、改善率なので、いつに比べてなのでしょう。例えば今年度末の不登校に比べて、段階的に改善して、最後に60%というのはわかるのだけれども、対前年と言われると、毎年6割ずつ解消となると、もうほとんど不登校のいなくなるなと思います。

【山本教育長】 学年進行により、新たに不登校となる児童生徒がいます。そこで指標としては前年度からの改善率としたうえで、前年の6割を学校等へ復帰させるということが令和7年時点での目標となっているのでしょう。

【大竹委員】 不登校の定義をした後の、この改善率というのがちょっとよくわからない。令和6年度と比べて、令和7年度は6割にするとか、55%にするというと、何かあんまりよくわからないという感じがするので、基準値はどこですかと言っているのです。

【山本教育長】 まずは、本市調査で令和2年から令和3年の表に基づく改善率というもの把握する。それは今さら令和元年と令和2年を把握してもあまり意味がないから、令和2年と令和3年を把握するということで、そうするのであれば、それでいいと思うのです。それがわかってみて初めて、その改善率に対してどれだけその改善率の度合いを伸

ばしていくか。あるいは、令和7年度には不登校をほぼゼロにしていくのであれば、毎年6割ずつ改善率を上げていって、4年後にはほぼ100になるという、そういうようにも受け取られてしまうのかな。今がわからないから、6割がいいか悪いかの議論もなかなか難しいと思うのですね。4つの基準でいくと、どれぐらいの割合で子どもたちが、学校に返らないまでも外部との接触を定期的に持っているかということがわかるわけでしょう。その割合を、令和7年度末にどれだけに持っていくかとなっていくと、どうなのですか。

【福山指導部長】 先ほど三木理事の方から説明ありましたように、サンプル調査でしか現状値が出ていませんので、小学校で、サンプル調査で今の改善率が、令和元年度から令和2年度を比較すると小学校で55.9%、中学校で62.3%。

【大竹委員】 それはそれでいいのだけれども、令和元年度から令和2年度を比較したサンプル値を基準に目標を設定したと言っていたら、そうですかというようになる。例えば逆に言うと、もう令和元年度で令和2年度が50ぐらいになると、あと何年間、3～4年かかって、あと10%、1割上げますと言っているのと同じ話なのだろうと思うので、そういう理解でいいのですかというだけです。

【福山指導部長】 毎年度対象者が学年進行で変わっていきますので、その各年度の不登校対象、不登校生を細かく見ていくということで、今の基準が令和元年度になりますけれども、対象生を令和7年にはすべて、中学生であれば卒業している状況になるので、やはり前年度のものと比較した結果になってくるのかなとは思います。

【大竹委員】 前の年と比べてこれだけやりますということであるとあんまり、それまでの間の途中のプロセスはないのだけれども、例えば令和5年度ぐらいだったら、これが改善率、不登校の改善率が50%とか、そういうふうになっているかもわからないということですか。

【福山指導部長】 改善率はそうですね。

【大竹委員】 では基本的には、前年度の比較でみれば、今は50%とかそれぐらいだとすると、それよりも毎年毎年改善率を上げていこうというように考えているのですか。

【福山指導部長】 そうですね。支援センターでの、学校外での仕事とか、そういうことを充実することによって、まったくもって不登校の状態の子たちから、外部とのつながりを持たせたい。

【大竹委員】 だから、これは前年度改善率と読めばいいのですね。令和6年度がいくつになるかはよくわからないけれども。わかりました。

【栗林委員】 今、大竹委員がおっしゃったこと、僕も同じように受け取ったのですが、要するに不登校というのは、不登校そのものが問題なのではなくて、不登校になっている子どもたちの教育環境、様々な理由で不登校になっているのだというような認識が一般にあるのだと思うのですよね。そうすると、そういう環境を改善して、何らかの形で改善したと。だから、子どもたちが学校に行けるようになった。不登校が改善したというのは、それぞれの子どもが教育環境で改善された状況だと認識するような、そういう環境に移行していったということを知りたいと思うのが普通だと思うのです。その前の年と人が変わって行って、前の年と比べたらこれだけ改善しているから、環境としては良くなっただろうと、そういう話として捉えるのはどうなのですかね。僕は、大竹委員が疑問に持たれたのは、すごくよくわかるような気がします。1人の子どもが、教育環境を前年よりかは良くなったということを実感できているという、そういうことをデータとして知りたいと思うのが普通ではないかと思います。

【大竹委員】 教育環境の改善という考えまで及んでいませんが、要は色んな施策を一人ひとり見て、前の年、本当に学校に出られなかった児童、生徒が1日でも2日でも出られたというのは良い方向なので、そういう面で改善率という中に入れますというのは、僕はよく理解できるので、色んな施策はやると思うのですよね。複数施策があったうちの1つとして、この60というのは、令和7年度に60というように言っているから、そういう面では、いつと比較してというように思ったものですから。毎年毎年の、この不登校改善率というのは毎年毎年、対前年比較で色んな施策をうって、一人ひとりの児童生徒を把握してやっていくという中で、今の実態がまだ50数%ということであれば、それを毎年毎年の前年比較で上げていこうというように、今の施策の中身は、そのためにというのは色々やられると思うので、その結果としての数値の意味合いを知りたかったものですから、それでお聞きしたのです。

【栗林委員】 僕はそういう意味では、データの前年と比べて改善したという、政策的にプラスですよというような話は、どの程度意味あるのかなという気はします。

【山本教育長】 個別を追って行って、その子がどれだけ自分以外の世界と接点を持っていたかというのは、当然我々の現実的な行政施策としての関心事である。とりわけ、各学校園においてはですね。ただ、計画の進捗度を見る上においては、固有名詞というよりも全体として、いわゆる社会との接点を持った子どもの比率が毎年どのように変わっていくかというのは、これは他の成績をとっても一緒に、人は入れ替わるという話を教育の世界と

かに持ち込んでくると、もう何も捉えられなくなってしまって、要するにこちらのカルテの問題になってしまうと思うのですね。ですから、ある意味、細かい、狭い接点ではなくて、この４点で広げて、要するに自分以外の世界との接点を持つ形に、持たなかった子がそういうふうになったということをきちっと押さえた上で、その比率がどれだけあったかということを見ていく。今は、２年前の時点で50%前後でしたので、これを４年後には60に持っていきたいという計画を立てたわけですが、これはまたコロナの終息に近づいてみて、この数がどうか分からないというものもあると思いますので、途中の見直しのときに、その前年度比較の60で見たときに、最終が要するに令和６年と令和７年の比較に、令和５年の令和６年の比較になるわけですね。それが今出した60で相応しいかどうかというのは、もう一度、２年後にきちんと見ていかないと、ひょっとすると、コロナの影響で、とても届かない数字になるかもしれません。だからそこは継続的にやはり、立てた目標ではあるけれども、非常に難しい問題であるからこそ、本当に目標自体がどういふふうな位置づけになるか、変化が考えられる課題だと思っております。

【森末委員】 今の点は確かにおっしゃるとおりですね。３年の子でしたら卒業してしまうので、その人が改善したかどうか、数字に表れないから、そのようなことはすべてにおいて、テストの方についても一緒だということで、そこはしょうがない。私も栗林先生と同じような疑問を持っていたのですけれども、そういうことで数値にするのはそれしかないと思います。それはそれで理解しました。もう１点、今さらなのではございますが、スマホサミットについてなのですが、スマホサミットというのが、総合教育会議に出てくるのは、前はルールが必要だという市長の話もあったりしていたのですけれども、スマホサミットという言葉が出てくるのは、今回が初めてですかね。

【三木理事兼政策推進担当部長】 総合教育会議でスマホサミットという言葉が出るのは初めてだと思います。

【森末委員】 そうですね。もう２回開催されているのでいいのですけれども、「サミット」って言えば何かすごく、頂上とかそういう意味で、変なハレーションが出てくるおそれもあるのではないのでしょうか。サミットに出てくる子が一番偉いのかとかいうような話になってくるのは嫌なので、今になって気づいたのですが、この名称はよかったのかなと思っただけです。

【三木理事兼政策推進担当部長】 当日は、要は４ブロックそれぞれから２校ずつ代表で出てもらいまして、それで子どもたちが意見を交わしてもらおうという形ですので、その

仕組みを説明して、スマホサミットと言いましても一般の方、傍聴者とかYouTubeで見られる方はわかりませんので、説明を入れた上で分かりやすくしたいと思います。

【森末委員】 そうですね。

【山本教育長】 他にございませんでしょうか。まだ、当日までお時間ございますし、あと、当日所用のために、もしくはなかなか出席がかなわない委員の場合、何かご意見とかコメントがあれば届けていただきましたら、それはきちんとお聞きさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、今出たような意見もまた踏まえて、振興基本計画等が意味のあるものになるように、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第11号「第73回市立校園職員児童生徒表彰について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この表彰は、大阪市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育長の連名で行っているものであるが、児童生徒については、他に称賛され、または他の模範とするに足る行為があった者として、全国レベルのコンクール、大会で優秀な成績を収めた個人、グループがあったときに、毎年11月に続き、この時期に表彰を行っているものである。各校園長から推薦された者を事務局で審査をして、中学校で7名と2グループ、小学校で6名の合計13名と2グループを表彰いたしたい。表彰式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、残念ではあるが、11月に引き続き行わないこととする。尚、表彰日については、令和4年2月5日とする予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第12号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として停職1月とする。

当該教諭は、女性の養護教諭に対し、その意に反して、業務と関係のない性的な内容のLINEメッセージを繰り返し送るなどした。令和3年8月、当該教諭は女性教諭に好意を伝えたが、女性教諭は、もう2人で会いませんというように拒否をした。令和3年8月、当該教諭は女性教諭に複数のLINEメッセージを送付した。9月、当該教諭は女性教諭にLINE

メッセージを送ったが、女性教諭は、拒否の気持ちを伝えている。しかしながら、当該教諭は女性教諭に何度もLINEメッセージを送るなどした。女性教諭は限界を感じ、校長に相談をし、本件事案が発覚をした。当該教諭は女性教諭に対して訴えを取り下げてくださいなどとのLINEメッセージを送ったという状況である。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第13号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、高等学校期限付き実習助手で、処分内容については、減給2月とする。

当該助手は、令和3年4月に公共交通機関で通勤する旨を届け出ていたにも関わらず、自転車通勤を行い、通勤手当6,810円を不正受給した。令和3年4月中の2週間だが、通勤時間が短縮をできるという理由で、およそ1ヶ月にわたり、無届で居住地から勤務地まで自転車通勤をした。5月に当該助手は事後確認のため、前月4月のPiTaPaの利用履歴の提出をしたが、不自然な箇所があった。そのため校長らが確認をしたところ、当該助手は約1ヶ月間の無断自転車通勤と、虚偽のPiTaPa利用履歴の提出を認め、事案が発覚をした。不正受給をした通勤手当は既に戻入済みである。当該助手は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
